

墨田区

幼児教育・保育の無償化 のご案内

本書は、主に「認可外保育施設等」を利用する方が幼児教育・保育の無償化（以下「無償化」と表記）の対象となり、補助金を請求するために必要な手続きのご案内です。

一部の施設の助成金については、手続き異なりますので、下記リンク先で内容をご確認ください。

☘️ 認証保育所 ☘️



☘️ 定期利用保育 ☘️



☘️ 私立幼稚園 ☘️



☘️ 企業主導型保育 ☘️



無償化に係る認定の開始日は、認定の申請日（提出日）以降となりますので、ご注意ください。



目次

1. 無償化の概要（対象となる施設・サービスと内容等）	1
2. 認定について	3
(1) 施設等利用給付認定と教育・保育給付認定	3
(2) 保育が必要な事由	4
(3) 認定の期間について	4
3. 施設等利用給付認定の申請に必要な書類	5
4. 育児休業を取得していた方が復職する場合に必要な書類	6
5. マイナンバー（個人番号）の提供および本人確認について	7
6. 施設等利用給付認定の申請締切日	7
7. 転入・転出時の施設等利用給付認定の申請について	8
8. 認定の申請後に変更があった場合	8
9. 提出先（申請書類及び請求書類）	8
10. 認定の継続について	8
11. 認可外保育施設等の無償化「0～2歳児クラス・非課税世帯及び3～5歳児クラス」について	9
(1) 対象者	9
(2) 対象施設について	9
(3) 補助の内容	9
(4) 補助金の請求について	10
12. 認可外保育施設の無償化「0～2歳児クラス・課税世帯」について	10
(1) 対象者	10
(2) 対象施設	11
(3) 認定について	11
(4) 補助の内容	11
(5) 補助金の請求について	11
13. よくあるご質問	12
14. 無償化の対象施設・サービスについて	13



1. 無償化の概要（対象となる施設・サービスと内容等）

対象となる 施設・サービス ★1	0歳児クラス～2歳児クラス		3歳児クラス ～5歳児クラス			
	住民税非課税世帯		住民税課税世帯			
	保育の 必要性	無償化の内容		保育の 必要性	無償化の内容	
認可保育施設 (認可保育園、認定こども園(保育部分)、 小規模保育所、家庭的保育者等)	必要	利用料無償 (延長保育は有償)		必要	利用料無償 (延長保育は有償)	
指導監督基準を満たす 企業主導型保育事業	必要	標準的利用料無償 + 月額 38,000 円 上限で利用料補助	月額 80,000 円 上限で利用料補助	必要	標準的利用料無償 + 月額 40,000 円 上限で利用料補助	
① 認証保育所		月額 80,000 円 上限で利用料補助	月額 80,000 円 上限で利用料補助	なし	<第1子> 月額 40,000 円 上限で利用料補助 <第2子以降> 月額 80,000 円 上限で利用料補助	
				あり	月額 80,000 円 上限で利用料補助	
② 私立幼稚園(新制度)、区立幼稚園 認定こども園(教育部分)				不要	利用料無償	
私立幼稚園(私学助成)	★2			不要	月額 31,000 円 上限で利用料補助 (別途、上乗せあり)	
③ 国立大学附属幼稚園					月額 8,700 円 上限で利用料補助	
国立特別支援学校幼稚部					月額 400 円 上限で利用料補助	
④ 私立幼稚園・認定こども園(教育部分)・ 国立特別支援学校幼稚部の預かり保育	必要	【満3歳児クラス】 ②又は③に加え、日額 450 円、 月額 16,300 円上限で利用料補助		必要	②又は③に加え、 日額 450 円、 月額 11,300 円 上限で利用料補助	
⑤ 指導監督基準を満たす 認可外保育施設等 (認可以外の保育施設)	A:ベビーホテル、その 他認可外保育施設	必要	月額 80,000 円 上限で利用料補助 ※1	月額 80,000 円 上限で利用料補助 ※2	必要	月額 77,000 円 上限で利用料補助 ※3
	B:ベビーシッター、一 時預かり、病児・病後児 保育、ファミリー・サポ ート・センター					

★1 施設等の所在する区市町村の「確認」を受けた施設・サービスが無償化の対象となります（企業主導型保育は除く、区外施設も含む）。詳細はP13～14を参照してください。

★2 ②、③及び④は、満3歳児クラス（園則に定員等の定めがある場合）も無償化の対象になります。

《施設の併用について》

- * ①を利用する場合は、②～⑤を併用しても補助の対象外です。
- * ②又は③を利用する場合は、④を併用できます。また、在籍園の預かり保育が「平日8時間未満（教育標準時間を含む）」又は「年間200日未満」の場合は、月額11,300円（満3歳児は月額上限16,300円）を上限に⑤を併用できます。
- * ⑤を利用する0～2歳児クラスの非課税世帯の方は、⑤のBの施設を利用する場合は月額42,000円が上限になります。（※1）
- * ⑤を利用する0～2歳児クラスの課税世帯の方は、⑤のAの施設のみ対象になります。（※2）
- * ⑤を利用する3～5歳児クラスの方は、⑤のBの施設を利用する場合は月額37,000円が上限になります。（※3）
- * 障害のある児童の発達支援を上記①～⑤と併用する場合も、それぞれ利用料は無償化の対象です。

【参考】令和8年度の年齢別クラス早見表

クラス年齢	生 年 月 日
0歳	令和7年（2025年）4月2日以降
1歳	令和6年（2024年）4月2日 ～ 令和7年（2025年）4月1日
2歳	令和5年（2023年）4月2日 ～ 令和6年（2024年）4月1日
3歳	令和4年（2022年）4月2日 ～ 令和5年（2023年）4月1日
4歳	令和3年（2021年）4月2日 ～ 令和4年（2022年）4月1日
5歳	令和2年（2020年）4月2日 ～ 令和3年（2021年）4月1日



2. 認定について

無償化の対象となるためには、保護者が「認定」を受ける必要があります。

認定には、「施設等利用給付認定」と「教育・保育給付認定」の2種類があり、利用施設や世帯の課税状況によって必要な認定が異なります。

(1) 施設等利用給付認定と教育・保育給付認定

① 施設等利用給付認定

認定区分	対象		利用できる主な施設
	児童年齢	教育・保育	
1号認定	満3歳以上	教育を希望する場合 (保育が必要な事由は不要)	私立幼稚園(私学助成) 国立大学附属幼稚園 国立特別支援学校幼稚部
2号認定	3歳児 クラス以上	保育が必要な事由に 該当する場合	認可外保育施設等 私立幼稚園(私学助成)、幼稚園等の預かり保育 国立大学附属幼稚園 国立特別支援学校幼稚部
3号認定	非課税世帯の 0~2歳児クラス (満3歳児クラス)*		

*幼稚園等の満3歳児クラスで保育の必要性がある方は、施設等利用給付認定3号が取得できます。

② 教育・保育給付認定

認定区分	対象		利用できる主な施設
	児童年齢	教育・保育	
1号認定	満3歳以上	教育を希望する場合 (保育が必要な事由は不要)	区立幼稚園、私立幼稚園(新制度) 認定こども園(教育部分)
2号認定	満3歳以上	保育が必要な事由に 該当する場合	認可外保育施設の2歳児クラスかつ住民税課税世帯 認可保育園、認定こども園(保育部分)、 居宅訪問型保育、企業主導型保育事業(地域枠)等
3号認定	満3歳未満		認可外保育施設の0~2歳児クラスかつ住民税課税世帯 認可保育園、認定こども園(保育部分)、 小規模保育所、家庭的保育者、居宅訪問型 保育、企業主導型保育事業(地域枠)等

(2) 保育が必要な事由

2号認定、3号認定を受けるには、保護者（父と母の両方）が、下記のいずれかに該当する必要があります。

- ◆就労（月48時間以上の就労） ◆就学・職業訓練（月48時間以上の就学・職業訓練）
- ◆妊娠、出産 ◆疾病、負傷又は障害
- ◆同居又は長期入院等している親族の介護、看護（月48時間以上の介護、看護）
- ◆求職活動 ◆災害復旧
- ◆児童虐待のおそれがある又は配偶者からの暴力により保育を行うことが困難である。
- ◆育児休業中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要
- ◆その他、上記に類する状態として区長が認める場合

(3) 認定の期間について

認定事由	認定期間
就労	効力発生日から就労（月48時間以上）している期間
申込児童の育児休業中の場合	※ 認定開始月の翌月1日までに復職し、復職後、2週間以内に復職証明書を提出してください。
就学・職業訓練	効力発生日から在学（月48時間以上）している期間
妊娠・出産	効力発生日から出産予定月の2か月後までの期間
疾病・負傷、障害	効力発生日から療養に要する期間
介護・看護	効力発生日から介護・看護（月48時間以上）に要する期間
求職活動	効力発生日から3か月間 ※ 認定期間内に就労し、就労後、2週間以内に就労証明書を提出してください。
災害復旧	効力発生日から災害復旧に要する期間
DV等	効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間のうち、事由が解消されるまでの期間

△ 認定期間が満了となった場合、満了日の翌日以降の利用分は無償化の対象ではなくなります。引き続き無償化の対象となるためには、認定期間の満了日前までに改めて認定事由の変更等の申請（詳細はP8の8参照）を行う必要があります。

3. 施設等利用給付認定の申請に必要な書類

施設等利用給付認定の申請には、認定区分によって次の書類が必要です。

認定区分	必要書類
▶ 1号認定	下記①
▶ 2号認定	下記①及び③
▶ 3号認定	下記①～④

④の住民税課税（非課税）証明書は、令和7年及び令和8年の1月1日現在、国内に居住し、税を申告済みで、①の申請書にマイナンバーを記載済みの場合は、不要です。

《認定の申請に必要な書類》

① 施設等利用給付認定申請書★	
墨田区ホームページからダウンロードできます。	
② マイナンバー（個人番号）確認書類・本人確認書類	
P7の5を参照	
③ 保育の必要性が確認できる書類	
<ul style="list-style-type: none"> △ 父母ともに証明書類が必要です。 △ 証明書類は、申請日から3か月以内の証明日が明記されているものを提出してください。 △ 就労証明書は、以前の様式でも利用可能です。 	
保護者の状況	必要書類
<input type="checkbox"/> 就労（外勤） <small>※ 出産休暇中・育児休業中を含む</small>	就労証明書★（雇用主又は事業主が記入）
<input type="checkbox"/> 就労（自営・内職） <small>※ 本人、配偶者、父母、祖父母、兄弟姉妹が経営する会社に勤めている場合は会社の規模に関わらず自営として扱います。</small>	就労証明書★（雇用主又は事業主が記入） + 「自営」「内職」を確認できる書類のコピー （例）開業届、営業許可書、事務所等の賃貸借契約書、仕入れ伝票、パンフレットやホームページ 等
<input type="checkbox"/> 就学・職業訓練	在学証明書★（学校等が記入）
<input type="checkbox"/> 妊娠・出産	親子健康手帳（母子健康手帳）のコピー（「表紙」と「分娩予定日」記載のページ）
<input type="checkbox"/> 疾病・負傷	病状内容確認書★（医師が記載した診断書のコピー（「保育不可である旨」と「診療期間」が明記されたもの）でも可）
<input type="checkbox"/> 障害	障害者手帳等のコピー（等級が分かる部分）
<input type="checkbox"/> 介護・看護	介護・看護状況申告書★ + 介護・看護を受ける方の状況確認書類のコピー （例）要介護認定証、障害者手帳、診断書 等
<input type="checkbox"/> 求職活動（内定あり）	就労証明書★（雇用主又は事業主が記入）

<input type="checkbox"/> 不存在	<input type="checkbox"/> 離婚、未婚、死亡拘禁等	戸籍謄本、児童扶養手当受給証、児童育成手当受給証、ひとり親家庭等医療費助成制度医療証、離婚届受理証明書等のコピー
	<input type="checkbox"/> 別居中かつ離婚調停中等	調停期日通知書のコピー又は離婚（協議・調停）証明書 + 別居に関する申立書★
<input type="checkbox"/> 災害復旧		事由に該当することを証明する書類 (公的機関から発行された書類)
<input type="checkbox"/> DV等		
④ 0歳～2歳児クラスまでの住民税非課税世帯が状況に応じて必要な書類		
期間	状況	必要書類
令和8年8月	令和7年1月1日現在、日本国外に居住していた場合	令和6年分収入申告書★ ※ 会社発行の給与明細書など、国外での収入・控除が分かる書類を添付 ※ 令和6年の平均レートで日本円に換算して記入
	令和7年1月1日現在、墨田区外に居住していた場合	令和7年度「住民税課税（非課税）証明書」のコピー ※ 令和7年1月1日現在住民登録があった区市町村で発行できます。 ※ 未申告の場合は、税申告後に発行可となります。 ※ ①施設等利用給付認定申請書にマイナンバーを記載済みの場合は、提出不要です。
令和8年9月	令和8年1月1日現在、日本国外に居住していた場合	令和7年分収入申告書★ ※ 会社発行の給与明細書など、国外での収入・控除が分かる書類を添付 ※ 令和7年の平均レートで日本円に換算して記入
	令和8年1月1日現在、墨田区外に居住していた場合	令和8年度「住民税課税（非課税）証明書」のコピー ※ 令和8年1月1日現在住民登録があった区市町村で発行できます。 ※ 未申告の場合は、税申告後に発行可となります。 ※ ①施設等利用給付認定申請書にマイナンバーを記載済みの場合は、提出不要です。

★の様式は、墨田区のホームページからダウンロードできます。→

- △ ③の書類の提出がない場合は、求職中と同等の扱いとなり認定期間が3か月となります。
- △ 「別居中かつ離婚調停中等」は、離婚を前提とした別居中で、離婚調停中又は離婚調停はしていないが弁護士を介した離婚協議中の場合に適用されます。
- △ 必要に応じて追加書類を提出していただく場合があります。一度提出された書類は、原則としてお返しできません。

QRコード



4. 育児休業を取得していた方が復職する場合の必要な書類

認定開始月の翌月1日までに復職し、復職後、2週間以内に「復職証明書」を提出してください。

- △ 認定児童本人の育児休業を取得しながら、2号又は3号の認定を継続することはできません。また、育児休業期間を延長した場合、2号又は3号認定は取消しとなります。認定月の翌月1日までに復職ができない場合、2号又は3号認定を受けることはできませんので、ご注意ください。

「復職証明書」の様式はこちら→

QRコード



5. マイナンバー（個人番号）の提供および本人確認について

施設等利用給付3号認定を申請する際は、保護者（父母）及び申込みに係るお子様の個人番号を提供していただく必要があります。

また、提供の際は申請を行う保護者（父又は母）の個人番号確認及び本人確認が必要となります。

★ 窓口で申請する場合は、申請書類と一緒に、次の書類の現物をご用意ください。受付時に内容を確認し、その場で返却します。郵送で申請する場合は、コピーを同封してください。

△ 出産直後でお子様の個人番号が取得できない場合は、申請時点での個人番号の記載は不要です。

△ 代理人（同一世帯以外の配偶者含む）による申請の場合は、委任状と代理人の本人確認書類も必要です。

確認書類種別	提供必要者	確認書類	
<input type="checkbox"/> 個人番号確認書類	申請者（保護者） （父母いずれか）	個人番号記載の公的書類（以下から1つ） ・個人番号カード ・通知カード ・個人番号が記載された住民票の写し 等	
<input type="checkbox"/> 本人確認書類 △「個人番号カード」を持参（提示）した場合、本人確認書類は不要です。	申込みに来る人 （代理人の場合は委任状も必要）	写真付き身分証明書 の場合は右記から 1つ	・運転免許証 ・パスポート ・障害者手帳 ・官公署発行の写真付き身分証明書 等
		写真なし身分証明書 の場合は右の ①～④ から 2つ	① 年金手帳、児童扶養手当証、特別児童扶養手当証 ② 国税、地方税、社会保険料又は公共料金の領収書、納税証明書 ③ 印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し（謄本又は抄本も可）、住民票の写し、住民票記載事項証明書、親子健康手帳 ④ 源泉徴収票

6. 施設等利用給付認定の申請締切日

認定開始希望日より前に申請していただく必要がありますので、お早めにご準備ください。

※ 施設等利用給付認定を受けるより前に施設・サービスを利用した場合、認定を受けるまでの期間は、無償化の対象とはなりませんのでご注意ください。

※ 認定の開始・終了が月の途中になる場合、補助金は日割りで算定します。

7. 転入・転出時の施設等利用給付認定の申請について

(1) 墨田区に転入する場合

原則、利用開始日までに認定申請が必要になりますので、事前に申請書類を準備し、転入手続き時に子ども施設課保育給付担当に施設等利用給付認定を申請してください(必要書類はP5～6参照)。保育の必要性を証明する書類のみ、後日追加でご提出いただくことも可能です。

※ 私立幼稚園の認定については、園を通じてご案内します。

(2) 墨田区から転出する場合

転出した場合は、墨田区の無償化の対象にはなりません。転出先の区市町村で、改めて施設等利用給付認定の申請等を行う必要があります。手続き方法等は、あらかじめ転出先の区市町村にご確認ください。

※ 転出・転入に伴い、認定の開始・終了が月の途中になる場合、補助金は日割りで算定します。

8. 認定の申請後に変更があった場合

ご家庭の状況や就労状況、居住地等に変更がある場合は、次の書類を墨田区子ども施設課保育給付担当に提出してください。なお、「②保育の必要性が確認できる書類」については、以前提出したものと内容が変わらない場合は提出不要です。

《提出書類》

- ① 施設等利用給付認定変更申請書（兼届出事項変更届）
- ② 保育の必要性が確認できる書類（必要書類はP5の3参照）

様式はこちら→



△ 原則として、提出書類が受理された月の翌月以降からの変更となります。

9. 提出先（申請書類及び請求書類）

墨田区子ども施設課保育給付担当（区役所4階）
〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20

✉ 郵送の場合は、特定記録郵便又は簡易書留で送付してください。

!! 持参の場合は、平日午前8時30分から午後5時までにお越しください。

10. 認定の継続について

施設等利用給付2号又は3号認定の方は、保育を必要とする事由の継続確認のため、年に一度、「現況届」と「保育が必要な事由が確認できる書類」の提出が必要になります。「現況届」の提出がない場合や「保育が必要な事由」を確認できない場合、2号又は3号認定は終了となり、無償化の補助を受けられなくなります。

継続確認の時期に別途、墨田区から郵送でご案内しますので、必ずご提出ください。

11. 認可外保育施設等の無償化「0～2歳児クラス・非課税世帯及び3～5歳児クラス」について

(1) 対象者

▶施設等利用給付2号認定の方

3～5歳児クラスで、保護者が就労等保育の必要な事由に該当する場合

▶施設等利用給付3号認定の方

0～2歳児クラスの住民税非課税世帯で、保護者が就労等保育の必要な事由に該当する場合

※ 認定の手続きについては、P3～6をご確認ください。

※ 認定の期間外の利用分については、補助対象外となります。

※ 認可保育施設、幼稚園、認証保育所、企業主導型保育施設等に在籍している場合は、対象外になります。

※ 認証保育所、企業主導型保育事業、定期利用保育の助成制度については、補助の取扱いが異なるため、表紙のQRコードからご確認ください。

(2) 対象施設について

次の①及び②の要件を満たす認可外保育施設が対象になります。

① 認可外保育施設の指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けていること。

▶利用する施設又は右の東京都のQRコードからご確認ください。(児童相談所を区又は市で設置している自治体に所在する施設については、各自自治体にお問合せください。)



東京都証明書
交付施設

② 施設が所在する区市町村から無償化対象施設として「確認」を受けていること。

▶利用する施設又は施設が所在する区市町村にご確認ください。

墨田区内の施設は、P13～P14でご確認いただけます。

※ 墨田区内の確認施設の情報は、QRコード「墨田区確認施設」で随時更新しています。



墨田区
確認施設

(3) 補助の内容

施設等利用 給付認定	2号	月額上限 77,000 円 内訳【①施設等利用給付 37,000 円* ¹ + ②都区補助金 40,000 円* ² 】
	3号	月額上限 80,000 円 内訳【①施設等利用給付 42,000 円* ¹ + ②都区補助金 38,000 円* ² 】

△ 補助上限については、無償化の対象となる施設区分に下記の制限がありますので、利用時にご注意ください。

※1 ①の施設等利用給付部分（2号：月額 37,000 円、3号：月額 42,000 円）については、下記[A]・[B]の施設どちらも、無償化の対象となります。

※2 ②の都区補助金部分（2号：40,000 円、3号：38,000 円）については、下記[A]の施設のみ、無償化の対象となります。下記[B]の施設・事業は対象になりません。

[A]：ベビーホテル、その他認可外保育施設

[B]：ベビーシッター、一時預かり、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター

(4) 補助金の請求について

施設等利用給付2号又は3号認定を取得し、実際に施設・サービスを利用した場合、次の提出書類を墨田区子ども施設課に提出して補助金を請求してください。

◆ 提出書類

<input type="checkbox"/> 施設等利用費請求書（償還払い用） ※「認可外保育施設等（0～2歳児クラスの非課税世帯及び3～5歳児クラス）用」	様式は、こちら → QRコード 
<input type="checkbox"/> 領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書	利用した施設で受領ください。 ※事業者の方は、こちらから → QRコード 様式のダウンロードが可能です。 

◆ 提出期限

提出期限等は、墨田区ホームページでご確認いただけます。 →

△ 補助金の請求権の時効は利用月から2年になります。



◆ 提出先

P8の9をご確認ください。

◆ 留意事項

- * 月の途中で認定が開始・終了になる場合や転入・転出した場合は、補助金は日割りで算定します。
- * 保育料以外（入園料、制服代、行事費、通園送迎費、日用品、文具代、職材料費、補食代、PTA会費、雑費これらに類する費用）は補助対象外です。

12. 認可外保育施設の無償化「0～2歳児クラス・課税世帯」について

(1) 対象者

- ▶ 0～2歳児クラスの住民税課税世帯*で、教育・保育給付2号又は3号認定を受けていること。
 ※ 父母以外の同居の祖父母等が家計の主宰者と判断される場合は、家計の主宰者も含めて課税額を算定します。
- ▶ 児童と保護者が、墨田区に住民登録があること。
- ▶ 月48時間以上の月極契約をしていること。
- ▶ 月極保育料を全納し、かつ在籍施設がそれを確認していること。
- ▶ 認可保育施設、認証保育所、企業主導型保育施設、定期利用保育施設、幼稚園等に在籍していないこと。
- ▶ ベビーシッター利用支援事業に基づく補助を受けていないこと。

(2) 対象施設

対象施設は、P9の11(2)と同じですが、「一時預かり、病児・病後児保育、ファミリー・サポート」は対象外です。また、認証保育所、企業主導型保育事業、定期利用保育の補助制度については、取扱いが異なるため、表紙のQRコードからご確認ください。

(3) 認定について

補助金の対象になるためには、「教育・保育給付認定」の2号又は3号を受ける必要があります。次の提出書類をご用意の上、墨田区子ども施設課に提出して認定の申請をしてください。

<input type="checkbox"/> 教育・保育給付認定申請書 (認可外保育施設・0～2歳児クラスの課税世帯用) 認定の詳細については、P2～3を参照。	様式は、こちら →  QRコード
<input type="checkbox"/> 保育の必要性が確認できる書類 △ 父母それぞれ必要です。 詳細は、P4「③保育の必要性が確認できる書類」をご参照ください。	

△ 認定を受けるより前に施設・サービスを利用した場合、認定を受けるまでの期間は、無償化の対象とはなりませんのでご注意ください。

(4) 補助の内容

教育・保育給付認定	3号	月額上限 80,000円 【適用：都区補助金】
-----------	----	--------------------------------

- ※ 認定の開始・終了が月の途中になる場合、補助金は日割りで算定します。
- ※ 保育料以外(入園料、制服代、行事費、通園送迎費、日用品、文具代、職材料費、補食代、PTA会費、雑費これらに類する費用は補助対象外です。

(5) 補助金の請求について

教育・保育給付2号又は3号認定を取得し、実際に施設・サービスを利用した場合、次の提出書類を墨田区子ども施設課に提出して補助金を請求してください。

◆ 提出書類

<input type="checkbox"/> 施設等利用費請求書(償還払い用) ※「認可外保育施設・0～2歳児クラスの課税世帯用」	▶様式は、こちら →  QRコード
<input type="checkbox"/> 領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書	▶利用した施設で受領ください。 ※事業者の方は、こちらから →  QRコード 様式のダウンロードが可能です。

13. よくあるご質問

Q1 施設等利用給付認定申請は、いつまでに行わなければならないのですか？

A1 認定開始希望日より前に申請していただく必要がありますので、お早めにご準備ください。
なお、施設等利用給付認定を受けるより前に施設・サービスを利用した場合、認定を受けるまでの期間は、無償化の対象とはなりませんのでご注意ください。

Q2 施設等利用給付認定申請又は教育・保育給付認定は、毎年度行わなければならないのですか？

A2 各認定の有効期間内においては、認定事由等に変更がなければ改めて申請を行う必要はありません。ただし、2号又は3号認定の方は、認定後、保育が必要な事由を確認するため、毎年度「現況届」と保育が必要な事由が確認できる書類の提出が必要になります。

「現況届」の提出がない場合や保育が必要な事由を確認できない場合、2号または3号認定に係る無償化の補助を受けられなくなります。現況届については、別途、墨田区からご案内しますので、必ずご提出ください。

Q3 就労している場合、保育が必要な事由は、どの程度の時間で認められますか？

A3 雇用契約上の就労時間及び就労実績が月48時間以上で認められます。例えば、週3日、1日4時間働いている場合、「3日×4時間×4週」で月48時間となります。なお、休憩時間は1日60分以内であれば就労時間に含まれます。

Q4 2か所で就労（ダブルワーク）をしていますが、就労時間は合算できますか？

A4 合算できます。それぞれの就労先から就労証明書を取得し、提出してください。

Q5 保育が必要な事由に変更がありました。手続きはどのようにすればよいですか？

A5 認定事由等に変更があった場合は、速やかに「施設等利用給付認定変更申請書（兼届出事項変更届）」を墨田区のホームページからダウンロードし、添付書類とともに墨田区子ども施設課保育給付担当までご提出ください（P7の9参照）。

Q6 認定の有効期間が切れた場合、無償化の対象外となるのですか？

A6 認定の有効期間が満了となった場合、満了日の翌日以降は無償化の対象外となります。引き続き対象となるためには、有効期間満了前までに保育の必要性の事由の変更等の「認定変更申請」を行っていただく必要があります。

Q7 墨田区外に転出予定です。手続きは必要ですか？

A7 墨田区外に転出の場合、転出日をもって、墨田区における認定が終了となります。転出以降の認定については、転出先自治体で改めて認定申請が必要となりますので、転出先の区市町村へご相談ください。

なお、転出・転入に伴い、認定の開始・終了が月の途中になる場合、補助金は日割りで算定します。

Q8 施設・サービス利用時に領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書という書類を受け取りましたが、保管の必要はありますか？

A8 大切に保管してください。補助金申請時に必要となります。なお、ファミリー・サポート・センター事業を利用した際は、活動報告書という書類が渡されますので、こちらも大切に保管してください。

Q9 世帯の税額は、父及び母（保護者）の合計で算定するのですか？

A9 原則として父及び母（保護者）の合計で算定しますが、同居の祖父母等が家計の主宰者と判断される場合は、家計の主宰者の税額も含めて算定します。

Q10 補助金の請求はどの程度の頻度で行うのですか？

A10 認可外保育施設等は、年4回を予定しています。詳しくはP10「提出期限」をご覧ください。

Q11 認可外保育施設の利用で補助金を受けていますが、認可保育施設や私立幼稚園も同時に在籍できますか？

A11 認可保育施設に在籍している期間は、認可外保育施設の補助金を受けることはできません。また、私立幼稚園の新制度移行園に在籍している期間や私学助成園に在籍し補助金を受けている場合は、認可外保育施設の補助金を受けることはできません。その上で、同時の在籍が可能かどうかは、各施設（認可外保育施設、私立幼稚園）にご確認ください。

14. 無償化の対象施設・サービスについて

施設・サービスが無償化の対象となるためには、運営事業者が施設等の所在する区市町村に申請し、「確認」を受けなければなりません。運営事業者が、無償化の対象となる手続きを実施しないなど「確認」を受けていない場合は、無償化の対象とはなりません。

墨田区内に所在する無償化の対象となる施設等は以下のとおりです。

墨田区外の施設等については、施設等に直接確認するか、施設等が所在する区市町村にお問合せください。

【墨田区内の無償化対象施設・サービス（令和7年12月1日現在）】

《幼稚園（私学助成）》

園名	所在地
あさひ幼稚園	墨田区文花 1-1-10
江東学園幼稚園	墨田区横網 1-7-2
墨田幼稚園	墨田区堤通 1-5-9
本所白百合幼稚園	墨田区石原 4-37-2

【最新の一覧表はこちら】



※無償化対象施設・サービス欄をご確認ください。

《幼稚園等の預かり保育事業》

園名	所在地	認可外保育施設利用
あさひ幼稚園	墨田区文花 1-1-10	対象
あづま幼稚園	墨田区文花 1-25-7	対象外
江東学園幼稚園	墨田区横網 1-7-2	対象外
言問幼稚園	墨田区向島 5-4-4	対象外
墨田幼稚園	墨田区堤通 1-5-9	対象外
本所白百合幼稚園	墨田区石原 4-37-2	対象
向島文化幼稚園	墨田区八広 6-24-6	対象外
両国幼稚園	墨田区両国 2-8-10	対象外
幼保連携型認定こども園共愛館保育園	墨田区押上 3-53-6	対象外
興望館こども園	墨田区京島 1-11-6	対象外

《病児保育事業》

園名	所在地
東京都立墨東病院 病児・病後児保育室 水辺の病児・病後児保育室さくら	墨田区江東橋 4-23-15

《子育て援助活動支援事業》

園名	所在地
すみだファミリー・サポート・センター	墨田区緑 4-4-12 1階

《一時預かり事業》

園名	所在地
墨田みどり保育園分園	墨田区亀沢 3-6-1
杉の子学園保育所	墨田区東向島 2-13-6
こひつじ保育園	墨田区緑 2-23-3
わらべみどり保育園	墨田区緑 3-12-2
両国・なかよし保育園	墨田区両国 1-10-7
グローバルキッズ押上園	墨田区押上 2-19-2 1-3階
タムスわんぱく保育園墨田	墨田区亀沢 3-24-1
クローバーこども園	墨田区八広 1-16-22
菊川保育園	墨田区江東橋 5-3-3
あおやぎ保育園	墨田区東向島 4-37-17
墨田区押上保育園	墨田区押上 2-10-17
墨田区亀沢保育園	墨田区亀沢 1-27-5
墨田区横川さくら保育園	墨田区横川 5-9-1
すみだ子育て支援ネットはぐ	墨田区東向島 1-10-17
NPO法人子育てひろば・かあかのおうち	墨田区東向島 6-16-10
両国子育てひろば	墨田区横網 1-2-13
文花子育てひろば	墨田区文花 1-20-7
江東橋保育園	墨田区緑 4-35-9
中川保育園	墨田区東墨田 2-1-15
花園保育園	墨田区東向島 3-16-2
文花保育園	墨田区文花 1-24-5
東あずま保育園(仮園舎)	墨田区立花 2-32-12
太平保育園	墨田区太平 1-13-10
梅若保育園	墨田区墨田 2-38-13
八広地域プラザ	墨田区八広 4-35-17
本所地域プラザ	墨田区本所 1-13-4

《認可外保育施設等》

園名	所在地
心夢保育園	墨田区太平 3-19-1 2階
ピノキオ幼児舎鐘ヶ淵園	墨田区堤通 2-8-2
ポピンズナーサリースクールすみだ	墨田区太平 4-1-2 2階
保育園夢未来錦糸町園	墨田区太平 3-3-12 1階
子育てステーション「こだち」	墨田区立花 1-23-5 201(休止中)
そらまめ東あずま駅前園	墨田区立花 2-26-2
はなみずぎ保育室	墨田区八広 3-7-18
JOYPORT 業平 保育園	墨田区業平 4-14-15
都立墨東病院院内保育室	墨田区江東橋 4-23-15
同愛記念病院保育室「たんばば」	墨田区横網 2-1-11
東京都リハビリテーション病院保育室	墨田区堤通 2-9-2
そらまめインターナショナルスクール	墨田区横川 3-9-4
キッズガーデングローバルスクール錦糸町	墨田区錦糸 4-17-1 1階
濱田 恵	墨田区
五百部 由夏	墨田区
小澤 まゆみ	墨田区
古川 かすみ	墨田区
中野 かおり	墨田区





ひと、つながる。
墨田区

墨田区 子ども施設課 保育給付担当

〒130-8640

墨田区吾妻橋 1-23-20 (区役所 4 階)

TEL : 03-5608-1583

平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

令和 8 年度用 初版(令和 7 年 12 月発行)